

平成28年11月24日(木)

平成28年11月25日(金)

新しい総合事業の 訪問型・通所型サービスについて

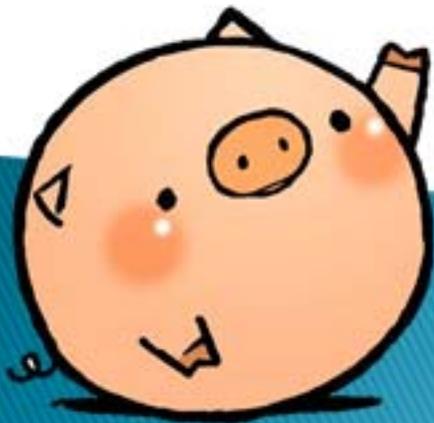
前橋市 介護高齢課



目次

- ▶ 1 前橋市で実施する新しい総合事業の概要 P. 3
- ▶ 2 新しい総合事業の対象者 P. 8
- ▶ 3 指定基準の概要 P. 15
- ▶ 4 新しい総合事業の指定等 P. 22
- ▶ 5 介護報酬の請求 P. 33
- ▶ 6 利用者との契約 P. 46
- ▶ 7 その他 P. 50

1 前橋市で実施する 新しい総合事業の概要



1－(1)前橋市としての考え方と開始時期

基本的な考え方

- 専門的なサービスを必要とする人は、要支援者向けの現行相当(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)サービスの利用を基本とする。
- 基準緩和型サービス(A類型)を設定し、訪問型では生活援助に特化したサービスを、通所型では交流の機会を提供する。
- 住民主体によるサービス(B類型)は、生活支援体制検討会議による議論を踏まえ、サービス内容を検討した後に実施する。
- 短期集中型のサービス(C類型)は、市の専門職を中心に、生活機能改善プログラムを実施する。
- 配食サービスを充実させ、要介護・要支援・チェックリスト該当者は利用可能とする。

開始時期

- 平成29年4月から事業開始とする。
※ただし、B類型・D類型は除く。

■新しい総合事業の構成

…平成29年度当初から前橋市で実施する事業

新しい総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

従来の要支援者相当

- 要支援認定を受けた者（要支援者）
- 基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

訪問型サービス (第1号訪問事業)

現行の訪問介護相当

①訪問介護

多様なサービス

- ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③訪問型サービスB（住民主体による支援）
- ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
- ⑤訪問型サービスD（移動支援）

通所型サービス (第1号通所事業)

現行の通所介護相当

①通所介護

多様なサービス

- ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③通所型サービスB（住民主体による支援）
- ④通所型サービスC（短期集中予防サービス）

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善を目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供）

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

一般介護予防事業

- 第1号被保険者の全ての者
- その支援のための活動に関わる者

1-(2) 訪問型サービスのメニュー

	現行の予防相当	多様なサービス			
サービス種別	① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体介護 更衣、入浴介助など ● 生活援助 掃除、洗濯、買物、調理など 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活援助 掃除、洗濯、買物、調理など <p>※A-1、A-2の2種類を設定(詳細は、別途説明)</p>	<p>未定 ※平成29年4月からの実施はなし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職による居宅での相談指導等 <p>3か月を基本単位として実施</p> <p>運動・口腔・栄養・認知症・うつに対応するプログラムを実施</p>	<p>未定 ※平成29年4月からの実施はなし</p>
実施方法	事業所指定	事業所指定		直接実施	

訪問型サービス

介護保険事業所

身体介護



介護保険事業所、シルバー人材センター、民間事業者等

生活援助



保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士等

専門職による相談指導等



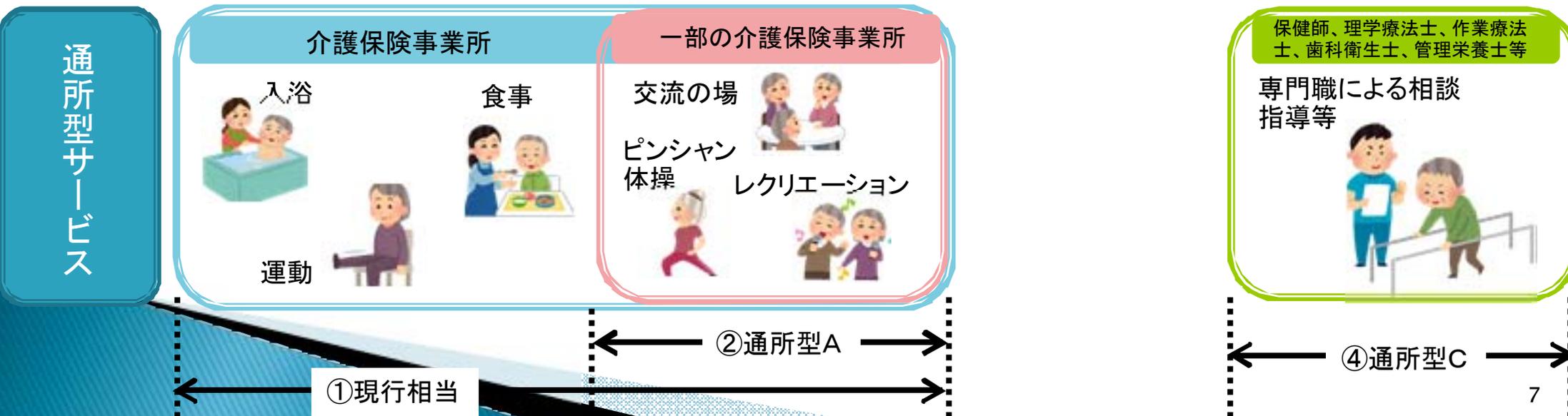
① 現行相当

② 訪問型A

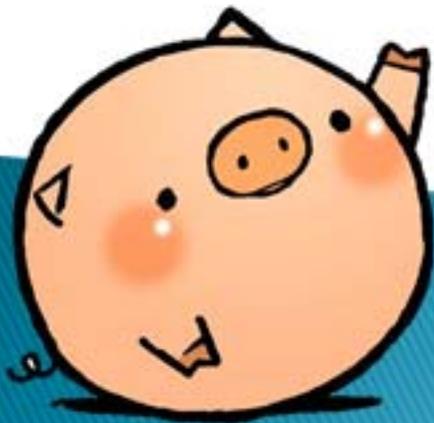
④ 訪問型C

1-(3) 通所型サービスのメニュー

	現行の予防相当		多様なサービス			
サービス種別	① 現行相当サービス		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	● 日常の世話 入浴・排泄・食事等の介助 生活等についての相談・助言 健康状態の確認		● 日常の世話 健康状態の確認		● 専門職による教室形式での指導等	
	● 機能訓練		● 機能訓練 ピンシヤン元気体操			3か月を基本単位として実施 運動・口腔・栄養・認知症に対応するプログラムを実施
	● 外出・交流機会の提供		● 外出・交流機会の提供			
実施方法	事業所指定		委託		直接実施・委託	



2 新しい総合事業の対象者



2-(1)新しい総合事業の対象者①

新しい総合事業の対象者

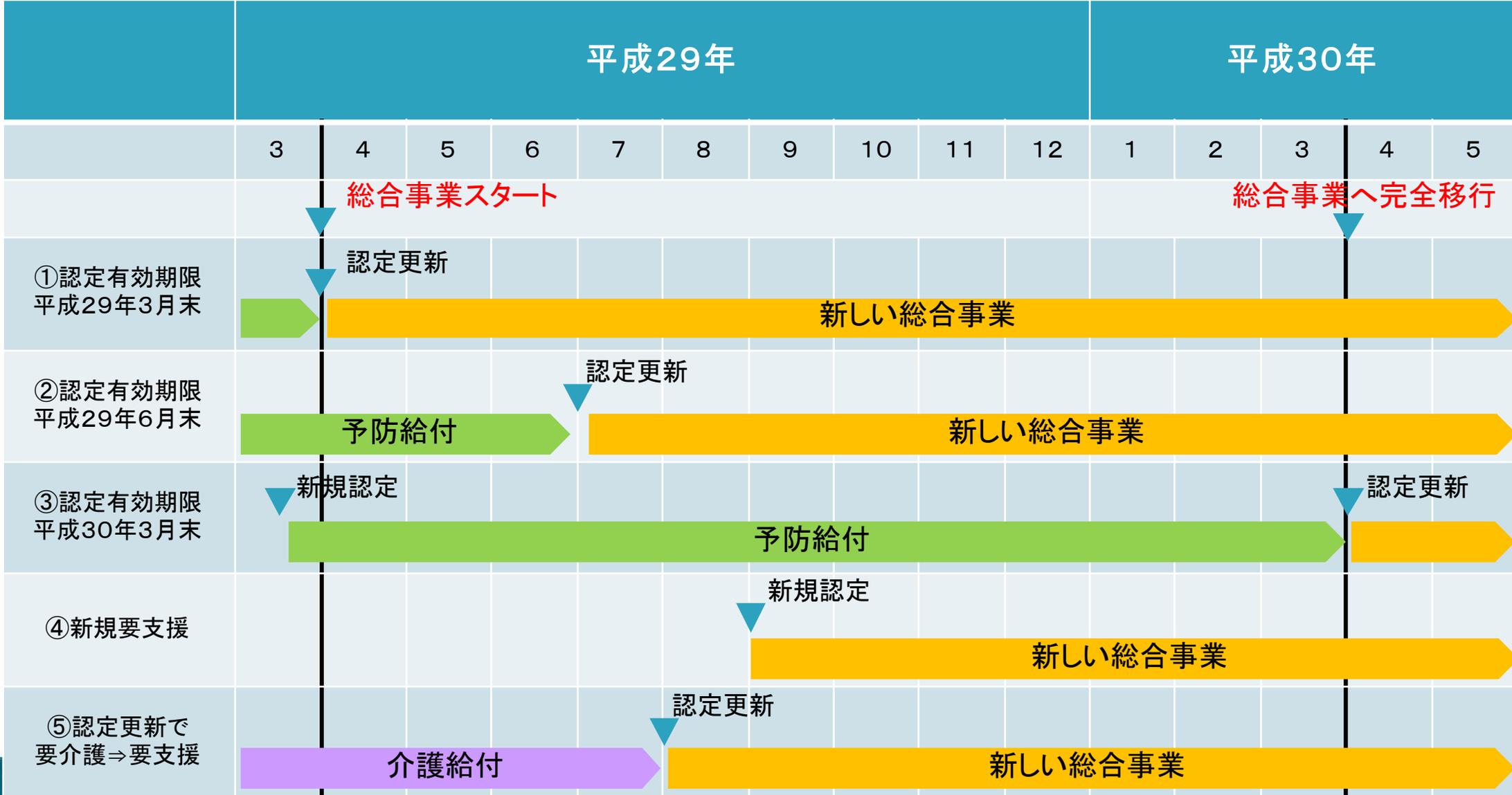
- 平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者)
- 平成29年4月以降に、基本チェックリストにより、事業対象者と判定された方

移行時のポイント

- 平成29年4月より前に、要支援認定を受けた方は、認定更新等までは、従前の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを利用する。
- 平成29年4月以降に、認定更新等により要支援認定を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合のサービスは、新しい総合事業になる。

2-(1)新しい総合事業の対象者②

※通所介護・訪問介護のみを利用する場合



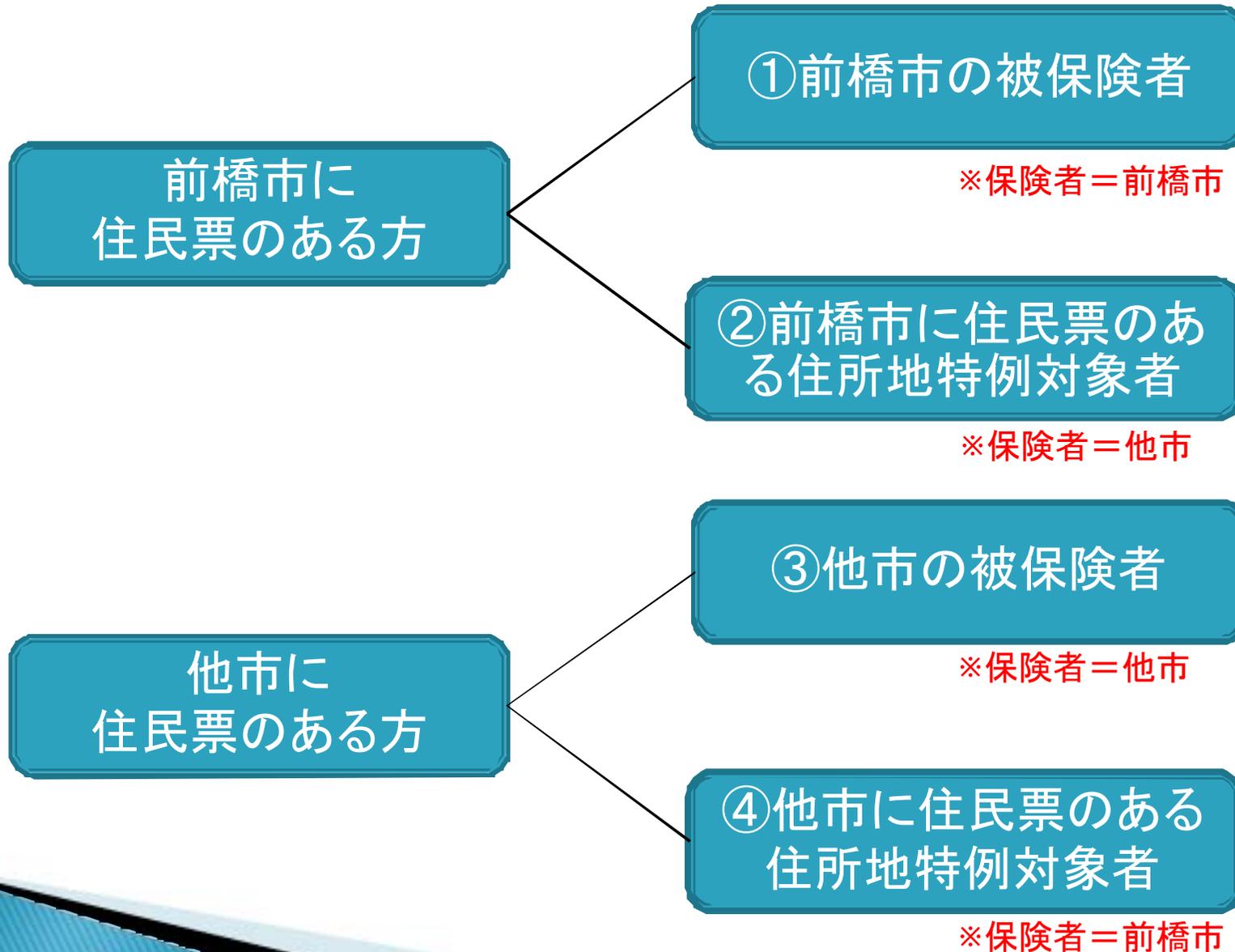
2-(1)新しい総合事業の対象者③

注意点

- 第2号被保険者は、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態となることが、サービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施する対象にはならない
- 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定しているため、そのような状態に該当しないケースについては、一般介護予防事業の利用等につなげる
- 要介護認定と異なり、基本チェックリストには有効期限がない

時期		平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月
対象者	認定有効期限	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日
	更新手続きの 開始時期(60日前)	1月4日～	1月30日～	3月1日～	4月3日～
更新の取扱い		従来通り 更新申請を行う	3月31日に認定有効期限を迎える方の分から、各地域包括支援センターで基本チェックリストの活用を開始 ⇒従来通り更新申請を行う方と、基本チェックリストを実施する方に振り分ける		
新規の取扱い		従来通り新規申請を行う			総合事業開始に合わせて、各地域包括支援センターで基本チェックリストの活用を開始 ⇒従来通り新規申請を行う方と、基本チェックリストを実施する方に振り分ける

2-(2) 住所地との関係



2-(3) サービス種別ごとの利用可能者

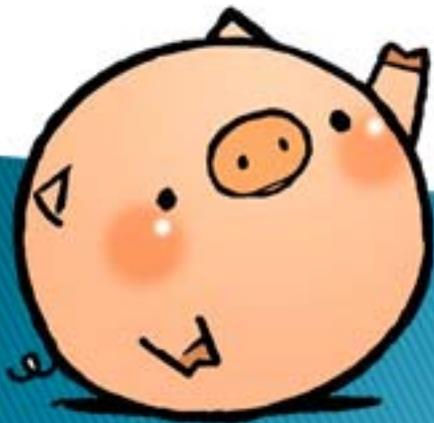
サービス分類	サービス種別	利用可能な被保険者
居宅サービス (広域型サービス)	訪問介護、通所介護 等	全ての被保険者
介護予防サービス (広域型サービス)	旧介護予防訪問介護 旧介護予防通所介護 等	
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 等	【原則】 ①前橋市の被保険者 ②前橋市に住民票のある住所地特例対象者 ④他市に住民票のある住所地特例対象者 ※前橋市が同意し、他市が区域外指定をすれば、③の方も利用可能(実績なし)
介護予防 地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
総合事業サービス	介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス 訪問型サービスA 等	【原則】 ①前橋市の被保険者 ②前橋市に住民票のある住所地特例対象者 【みなし指定を受けている場合】 ※③、④の方も利用可能 【みなし指定を受けていない場合】 ※前橋市の事業所に対して、他市が総合事業の指定をすれば、 ③、④の方も利用可能 ※任意事業については、転居前の市町村(保険者市町村)が行うこともできる(介護給付費等費用適正化事業など)

2-(4) 住所地特例該当者の利用

- 平成27年4月から、住所地特例対象者は、地域密着型サービス等の利用が可能となり、さらに居住地の市町村の総合事業においても利用対象になっている。
- 住所地特例対象者の請求については、サービスコード等を請求明細書の「住所地特例対象の事業費明細欄」に記載(施設所在保険者番号も併せて記載)の上請求する。
- 総合事業は、平成29年3月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めることとしていることから、住所地特例対象者においては、保険者市町村と施設所在市町村で、受けられるサービスが異なることがある。その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用できるよう下表のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できる。

保険者市町村の状況	施設所在市町村の状況		住所地特例対象者が利用できるサービス
給付	給付	⇒	給付
給付	事業	⇒	事業
事業	給付	⇒	給付
事業	事業	⇒	事業

3 指定基準の概要



3-1 指定等の基準

現行相当サービス(訪問・通所)

- 旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護と同一の内容で、新しい総合事業のサービスとして実施(指定による実施)
 - ⇒ 人員・設備・運営基準については、従前どおり

訪問型サービスA

- 生活援助に特化したサービスとして実施(指定による実施)
 - ⇒ 人員・運営基準の一部を緩和して、基準を規定

通所型サービスA・C、訪問型サービスC

- 業者への委託による実施又は市職員による直接実施
 - ⇒ 人員・設備・運営基準については、特段定めない
(委託の場合は、基準に代わる遵守事項を仕様書等に記載)

配食サービス

- 配食業者への委託による実施
 - ⇒ 人員・設備・運営基準については、特段定めない
(基準に代わる遵守事項を仕様書等に記載)

3-(2) 訪問型サービスの基準(概要)

	現行の予防相当		多様なサービス																																								
サービス種別	① 現行相当サービス		② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)																																						
人員	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> <th>必要な資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従1以上※1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>サービス提供者等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上※2</td> <td>・介護福祉士 ・実務者研修等修了者 ・3年以上の介護等の業務に従事した初任者研修等修了者</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員等</td> <td>常勤換算2.5以上</td> <td>・介護福祉士 ・初任者研修等修了者</td> </tr> </tbody> </table> <p>【現行の基準と同様】</p> <p>※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2一部非常勤職員も可能</p>			配置要件	必要な資格	管理者	常勤・専従1以上※1	なし	サービス提供者等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上※2	・介護福祉士 ・実務者研修等修了者 ・3年以上の介護等の業務に従事した初任者研修等修了者	訪問介護員等	常勤換算2.5以上	・介護福祉士 ・初任者研修等修了者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A-1</th> <th>配置要件</th> <th>必要な資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従1以上※1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>従事者のうち、利用者40人に1人以上※3</td> <td>①現行相当サービスと同様</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>①の訪問介護員に加え、必要数※4</td> <td>①の有資格者又は市が行う研修修了者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3利用者の数は、訪問介護、現行相当及び訪問型Aの利用者を足し合わせた数とする。 ※4①の常勤換算2.5とは別に配置が必要</p> <hr/> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A-2</th> <th>配置要件</th> <th>必要な資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>専従1以上※1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>従事者のうち、1以上必要数</td> <td>①現行相当サービスと同様</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>必要数</td> <td>①の有資格者又は市が行う研修修了者</td> </tr> </tbody> </table>		A-1	配置要件	必要な資格	管理者	常勤・専従1以上※1	なし	訪問事業責任者	従事者のうち、利用者40人に1人以上※3	①現行相当サービスと同様	従事者	①の訪問介護員に加え、必要数※4	①の有資格者又は市が行う研修修了者	A-2	配置要件	必要な資格	管理者	専従1以上※1	なし	訪問事業責任者	従事者のうち、1以上必要数	①現行相当サービスと同様	従事者	必要数	①の有資格者又は市が行う研修修了者	(住民主体による支援) ③ 訪問型サービスB	※直接実施のため、指定基準は設けない	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
		配置要件	必要な資格																																								
管理者	常勤・専従1以上※1	なし																																									
サービス提供者等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上※2	・介護福祉士 ・実務者研修等修了者 ・3年以上の介護等の業務に従事した初任者研修等修了者																																									
訪問介護員等	常勤換算2.5以上	・介護福祉士 ・初任者研修等修了者																																									
A-1	配置要件	必要な資格																																									
管理者	常勤・専従1以上※1	なし																																									
訪問事業責任者	従事者のうち、利用者40人に1人以上※3	①現行相当サービスと同様																																									
従事者	①の訪問介護員に加え、必要数※4	①の有資格者又は市が行う研修修了者																																									
A-2	配置要件	必要な資格																																									
管理者	専従1以上※1	なし																																									
訪問事業責任者	従事者のうち、1以上必要数	①現行相当サービスと同様																																									
従事者	必要数	①の有資格者又は市が行う研修修了者																																									
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品 【現行の基準と同様】		同上																																								
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 【現行の基準と同様】		①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止(A-2を除く) ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等		同上																																						

3-(3)通所型サービスの基準(概要)

	現行の予防相当	多様なサービス																										
サービス種別	①現行相当サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)																									
人員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従1以上※1</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>専従1以上(勤務時間数/サービス提供時間数=1以上)※2</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>専従1以上(最低2時間/日以上)</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>~15人 専従1以上※2 15人~ 利用者1人に0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【<u>現行の基準と同様</u>】</p> <p>※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤</p>	職名	配置要件	管理者	常勤・専従1以上※1	生活相談員	専従1以上(勤務時間数/サービス提供時間数=1以上)※2	看護職員	専従1以上(最低2時間/日以上)	介護職員	~15人 専従1以上※2 15人~ 利用者1人に0.2以上	機能訓練指導員	1以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>専従1以上※1</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>専従1以上(准看護師も可)</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>~20人 専従1以上 20人~ 利用者1人に0.1以上※3</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3利用者の数が25人までは、下記加算対象の専門職を配置することにより、人員基準を満たすものとみなす。</p> <p>【<u>専門プログラム実施の場合</u>】</p> <p>①運動:理学療法士、作業療法士、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士で運動に関する個別評価及びプログラム指導が可能な者 ②栄養:管理栄養士 ③口腔:歯科衛生士</p>	職名	配置要件	管理者	専従1以上※1	生活相談員		看護職員	専従1以上(准看護師も可)	従事者	~20人 専従1以上 20人~ 利用者1人に0.1以上※3	機能訓練指導員		(住民主体による支援) ③通所型サービスB	※直接実施・委託のため、指定基準は設けない
職名	配置要件																											
管理者	常勤・専従1以上※1																											
生活相談員	専従1以上(勤務時間数/サービス提供時間数=1以上)※2																											
看護職員	専従1以上(最低2時間/日以上)																											
介護職員	~15人 専従1以上※2 15人~ 利用者1人に0.2以上																											
機能訓練指導員	1以上																											
職名	配置要件																											
管理者	専従1以上※1																											
生活相談員																												
看護職員	専従1以上(准看護師も可)																											
従事者	~20人 専従1以上 20人~ 利用者1人に0.1以上※3																											
機能訓練指導員																												
設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 【 <u>現行の基準と同様</u> 】	①サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②— ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	同上																									
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 【 <u>現行の基準と同様</u> 】	④介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 ※④~⑦は法令により必ず遵守すべき事項 左記①~③及び上記以外の運営基準は、委託契約の仕様書で提示	同上																									

3-(4) 常勤の定義

「常勤」とは

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
(平成11年9月17日 老企第25号)から抜粋

- 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいうものである。(一般的には週40時間)
- また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす者であることとする。
- 例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

①訪問型サービスA-1を実施する場合

- 訪問型サービスA-1は、指定訪問介護事業所が一体的にサービス提供するものであることから、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAの勤務時間数の合計が、所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととする。

②通所型サービスAを実施する場合

- 通所型サービスAは、指定通所介護、指定介護予防通所介護、介護予防通所介護相当サービスとは、別にサービス提供するものであることから、直接処遇職員（看護職員、従事者）については、人員基準上の常勤要件は満たさないこととする。
- ただし、管理者は、同時並行的な従事も可能とする。

3-(5) 訪問型サービスの研修

	訪問型サービスA向け研修	訪問型サービスB向け研修
研修時間	35時間程度(5日間程度)	検討中
研修内容	「介護職員初任者研修」及び「総合事業ガイドライン例示」のカリキュラムを参考に構成	「総合事業ガイドライン例示」のカリキュラムを参考に構成
実施時期	平成29年5月(予定)	検討中

※詳細なカリキュラムや日程等は、決まり次第公表いたします。

4 新しい総合事業の指定等



4-(1) 訪問型サービス

- 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所は、現行相当サービスであっても指定申請が必要。(該当しない事業所はみなし指定)
- 訪問型サービスAを実施する事業所は、指定申請が必要。

	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
指定申請の要否	<p>●平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けている事業所</p> <p>指定申請は不要 (みなし指定)</p> <p>有効期間:平成27年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>※その後は、指定更新手続きが必要 ※みなし指定の効力は全市町村に及ぶ</p> <hr/> <p>●平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所</p> <p>指定申請が必要 (詳細は11月下旬に説明)</p>	<p>指定申請が必要 (詳細は11月下旬に説明)</p>	<p>③訪問型サービスB (住民主体による支援)</p>	<p>⑤訪問型サービスD (移動支援)</p> <p>直接実施のため、指定事務はなし</p>

4-(2) 通所型サービス

- 平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、現行相当サービスであっても指定申請が必要。(該当しない事業所はみなし指定)
- 通所型サービスAを実施する事業所は、当面の間は市と委託契約を締結。

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	①現行相当サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
指定申請の要否	<p>●平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けている事業所</p> <p>指定申請は不要 (みなし指定)</p> <p>有効期間:平成27年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>※その後は、指定更新手続きが必要 ※みなし指定の効力は全市町村に及ぶ</p> <hr/> <p>●平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所</p> <p>指定申請が必要 (詳細は11月下旬に説明)</p>	<p>委託実施のため、委託予定事業所と契約</p> <p>※現行の介護予防事業「からだと脳の若返り講座」の委託先へ委託予定 ※指定への切り替えは未定</p>	<p>③訪問型サービスB (住民主体による支援)</p> <p>直接実施のため、指定事務はなし (一部委託予定)</p>

4-(3) みなし指定の概要

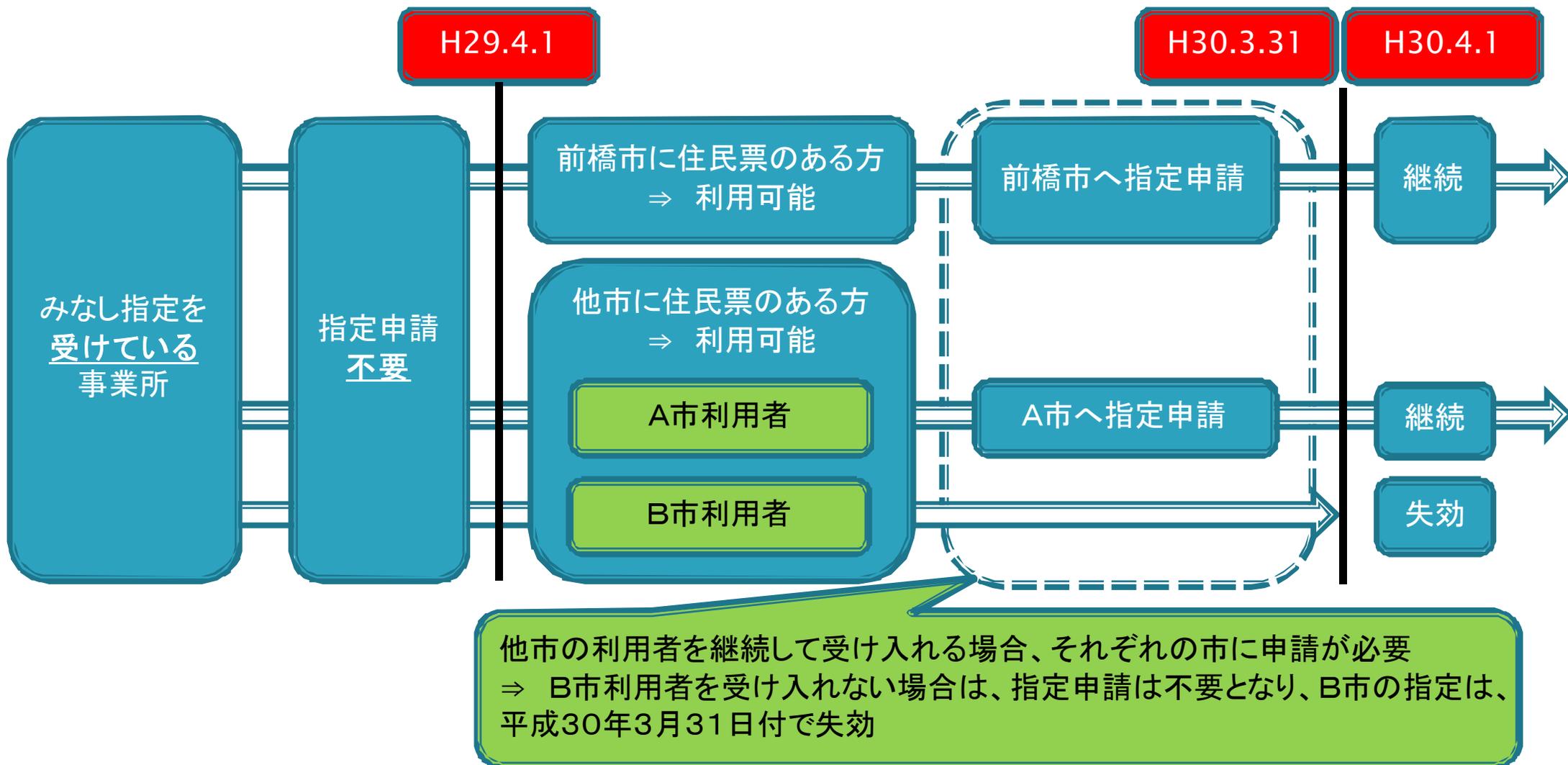
- 総合事業の移行に当たっては、平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、平成27年4月1日付において、総合事業による指定事業者の指定を受けたものとみなす(改正法附則第13条)旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減が図られている。
- みなしによる総合事業の指定は、平成27年4月1日に受けたものとみなされることから、全国一律に平成27年4月1日からとなっている。
- みなし指定の有効期間は、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間。
- 予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付(指定介護予防サービス事業者の指定)による指定の効力も残るため、みなし指定について「別段の申出」をしていない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じている。
- 有効期間経過後もサービス提供を継続するには指定の更新が必要。

【既存の指定】	【改正法附則により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定】=みなし指定
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	⇒ 訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	⇒ 通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定

4-(4) みなし指定の効力の範囲

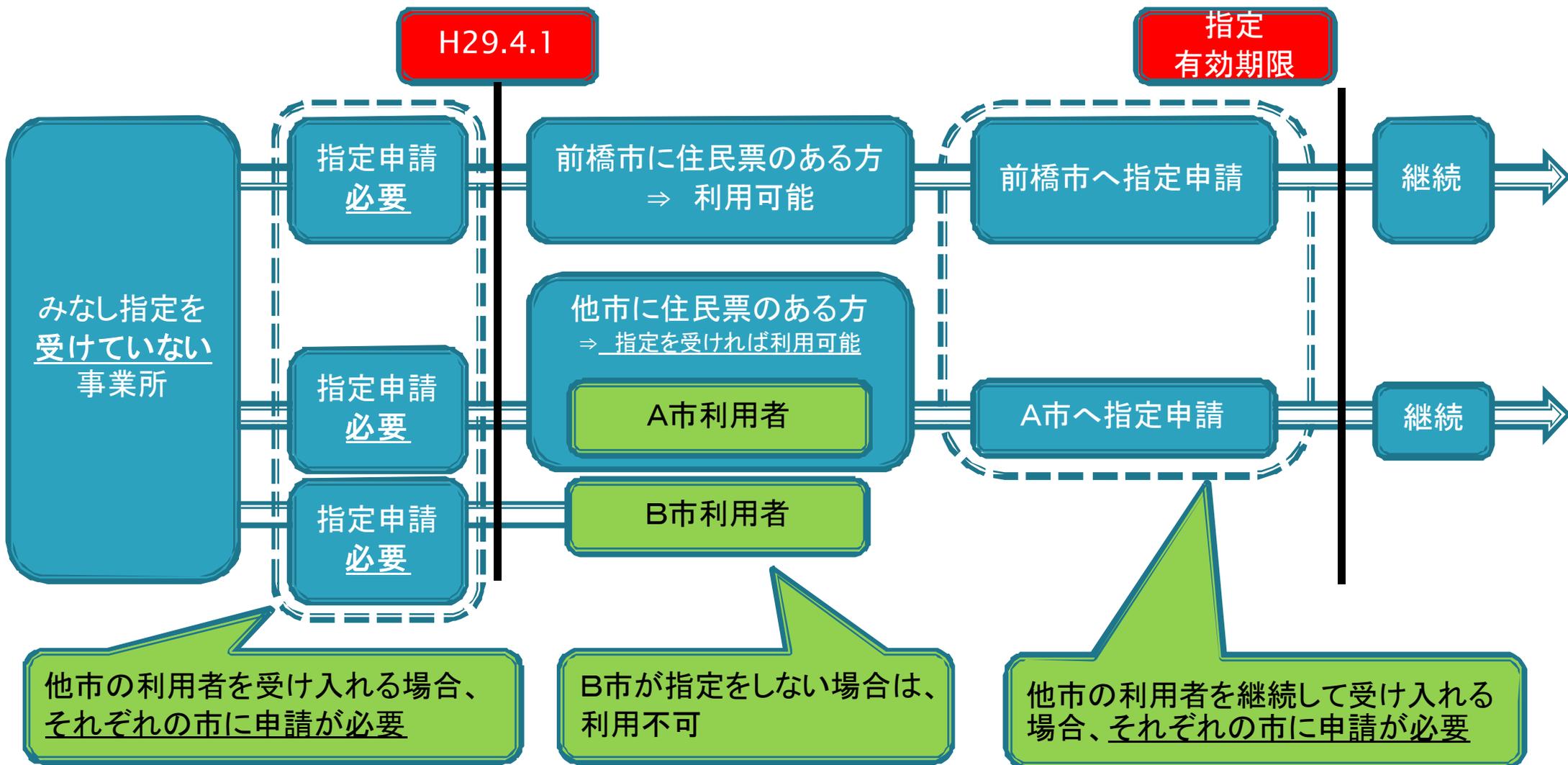
- みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及んでいる。
- 総合事業を平成27年4月から実施しない市町村(前橋市)においても、みなし指定の効力は生じている。
- 平成30年3月31日にみなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村(前橋市)以外の市町村(他市町村)の被保険者が利用している事業所については、前橋市の指定更新とともに、当該他市町村の指定更新が必要となる。
- 予防給付の介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能。しかし、みなし指定の対象とはならないため、総合事業の提供主体である事業所となるには、前橋市への別途指定申請が必要。
- 事業者からの申請により、それぞれ介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスの指定を行う。平成29年2月15日までに、市へ申請書の提出をした事業所は、平成29年4月1日に指定を行うこととする。

4-(5) 指定手続フロー①(みなし指定事業所)



※利用者を総合事業として受け入れる場合には、契約書や重要事項説明書等が別途必要

4-(5) 指定手続フロー②(みなし指定事業所以外)



※利用者を総合事業として受け入れる場合には、契約書や重要事項説明書等が別途必要

4－(5) 指定手続フロー③(指定有効期間の経過措置)

●指定訪問介護・指定通所介護事業所は、指定介護予防訪問介護・指定介護予防通所介護と同日付で指定されているケースが多い。

●みなし指定を受けている総合事業の訪問型・通所型サービスについては、平成30年4月1日付で更新が必要。

●みなし指定以外の事業所は、平成29年4月1日に指定を受けると、その有効期限は平成35年3月31日(有効期間を6年間とした場合)となる。

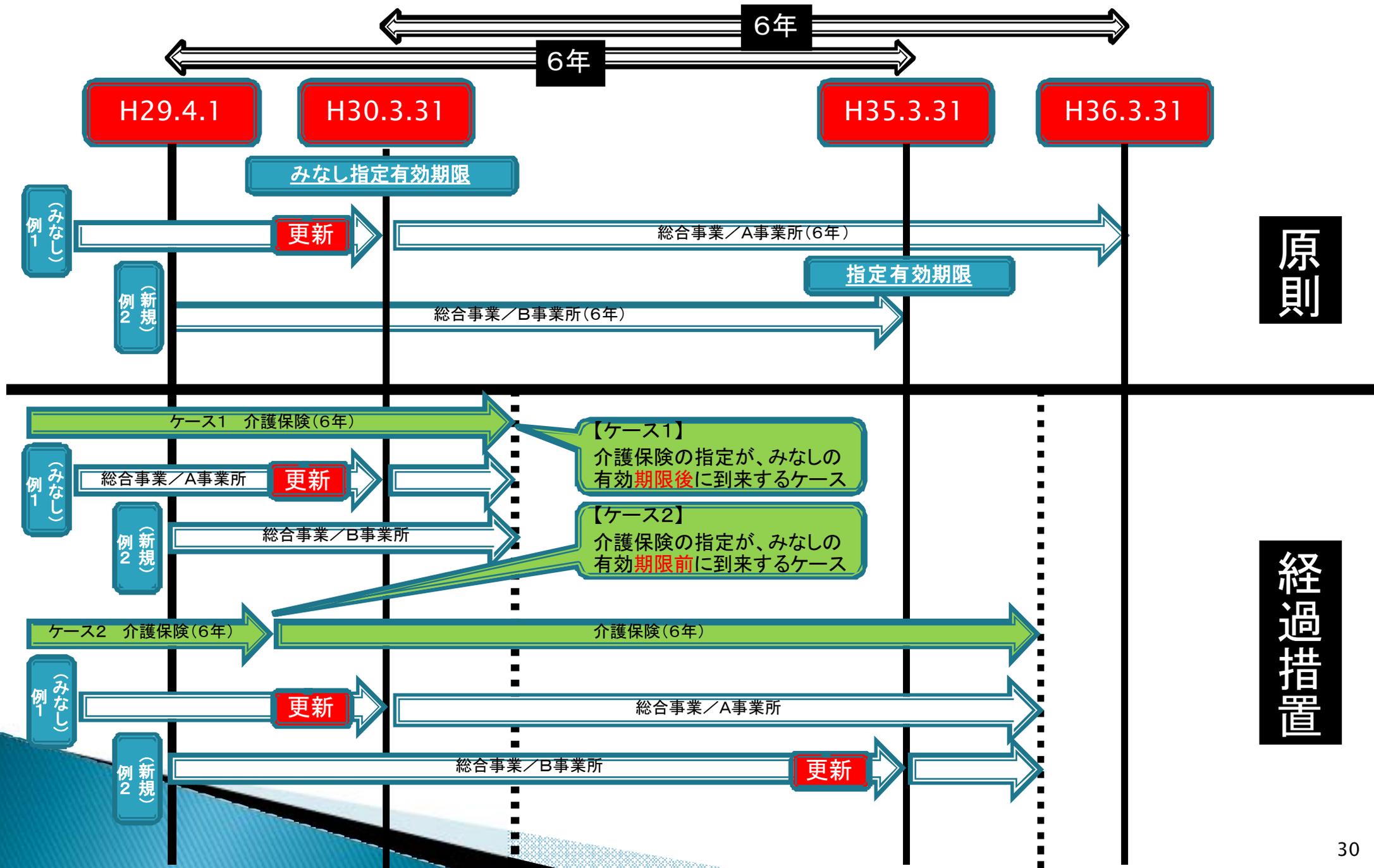
⇒ 上記から、①介護保険の指定と総合事業の指定の有効期限がずれる事業所が多く発生する。②平成34年度末と平成35年度末に更新が必要となる事業所が一斉に発生する。

●指定事務の効率化及び事業所の負担軽減を図るため、総合事業の訪問型・通所型サービス(現行相当・訪問型サービスA-1)事業所が、指定訪問介護・指定通所介護事業所と併設する場合には、「平成30年4月1日以降に初めて到来する当該事業所の指定有効期限まで」を総合事業の指定有効期限とする。ただし、その間に総合事業の有効期限(6年)が到来する場合には更新が必要。 ⇒ **経過措置**

●総合事業の指定の有効期間は、厚生労働省令において市町村が定めるものと規定しており、前橋市では原則6年間とするが、上記の場合のみ経過措置を適用する。

●介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定日が、指定訪問介護・指定通所介護の指定日と従来からずれている事業所については、介護予防の指定が廃止となる平成30年3月31日までは、別途更新が必要。

4-(5) 指定手続フロー④ (指定有効期間の経過措置)



原則

経過措置

4－(6) 指定申請の提出期限・提出書類

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービスの指定(4月1日付指定)
⇒ 平成29年1月17日～平成29年2月15日 までに指定申請書を提出
- 訪問型サービスA-1、A-2の指定(4月1日付指定)
⇒ 提出期間は同上
- 提出書類については、別紙様式集を参照のこと

4－(7) 指定申請に当たっての留意事項

- 指定の申請は、通常の介護保険事業所の指定と同様、指定を受けたい月の前々月の15日までに提出が必要。(土日祝日の場合は、直前の営業日営業時間まで)
- 各指定を受ける場合は、事前に予約をした上で窓口にて早めの申請をすること。
⇒ 必要書類が締切日に揃わなかった場合は、指定ができない場合がある。
- 様式は各市で基準等が異なるため、必ず前橋市の様式を使用すること。
- 緩和したサービスである訪問型サービスAについては、各市で指定基準や人員等の基準が異なるため、他市の緩和したサービスの指定を受ける場合は、必ず事前に各該当市に確認をすること。

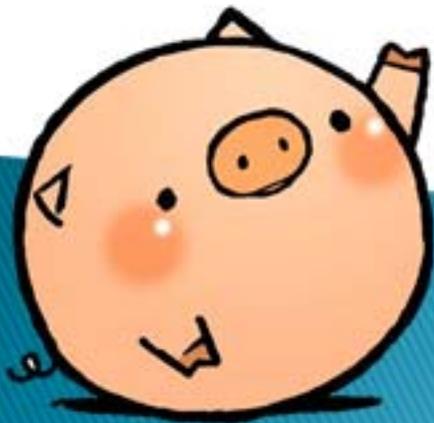
4-(8) 指定の有効期限

サービス種別	有効期限
介護事業所	6年(指定を受けてから6年ごとに更新が必要)
旧介護予防訪問介護事業所 旧介護予防通所介護事業所	平成30年3月31日まで有効 ※平成30年4月1日以降は、自動的に廃止 ※平成30年3月31日までに有効期限を迎える場合は、更新申請が必要
【みなし指定】 介護予防訪問介護相当サービス事業所 介護予防通所介護相当サービス事業所	平成30年3月31日まで有効 ※平成30年4月1日以降に継続する場合は、事前に指定申請が必要
【みなし指定以外】 介護予防訪問介護相当サービス事業所 介護予防通所介護相当サービス事業所	6年(指定を受けてから6年ごとに更新が必要)
訪問型サービスA	6年(指定を受けてから6年ごとに更新が必要)

●平成27年4月～平成30年3月までは、介護・介護予防・総合事業の3種類が並存することになるので、事業所の指定も3種類が存在。

⇒平成30年4月1日以降は、介護と総合事業のみになる。

5 介護報酬の請求



5-(1) 訪問型サービスの報酬①

	現行の予防相当		多様なサービス	
サービス種別	① 現行相当サービス		② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	
単価設定の単位	1月当たり		1回当たり	
単価	月単位	回単位	A-1	A-2
	① 週1回程度 1,168単位(11,925円) ② 週2回程度 2,335単位(23,840円) ③ 週2回を超える程度 3,704単位(37,817円) ※要支援2のみ	※サービスコード上は規定されているが、前橋市の総合事業においては適用しない	233単位(2,378円)	200単位(2,042円)
			【計算例】※A-1の場合 例1: 隔週で利用(月2回) 233単位×2回=466単位 例2: 5週間ある月に週1回利用(月5回) 233単位×5回=1,165単位 例3: 5週間ある月に週2回利用(月10回) 233単位×10回=2,330単位	
地域単価	1単位=10.21円(7級地)		1単位=10.21円(7級地)	
自己負担	1割又は2割		1割又は2割	
支給限度額管理	あり		あり	
			③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
				⑤ 訪問型サービスD (移動支援)

5-(1)訪問型サービスの報酬②

加算・減算 項目	現行の予防相当 ①現行相当サービス	多様なサービス ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
		A-1	A-2			
初回加算	200単位(2,042円)	200単位(2,042円)	200単位(2,042円)			
生活機能向上連携加算	100単位(1,021円)	100単位(1,021円)	なし			
介護職員処遇改善加算	所定単位数×8.6%等	所定単位数×8.6%等	なし			
介護職員初任者研修課程を 修了したサービス提供責任者 (訪問事業責任者)を配置	×70%	なし	なし			
事業所と同一建物の 利用者等	×90%	×90%	×90%			
特別地域加算	+15%	+15%	なし			
中山間地域等における 小規模事業所加算	+10%	+10%	なし			
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	+5%	+5%	なし			

5-(2)通所型サービスの報酬①

	現行の予防相当		多様なサービス	
サービス種別	①現行相当サービス		②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
単価設定の単位	1月当たり		1回当たり	—
単価	月単位	回単位	送迎なし 3,000円/回 送迎あり 3,500円/回 ※事業対象者、要支援1、要支援2共通	—
	①事業対象者(週1回程度)、要支援1 1,647単位(16,700円)	※サービスコード上は規定されているが、前橋市の総合事業においては適用しない		
	②事業対象者(週2回程度)、要支援2 3,377単位(34,242円)			
地域単価	1単位=10.14円(7級地)		—	—
自己負担	1割又は2割		定額 送迎なし 300円 送迎あり 500円	楽楽食教室のみ 材料費(300円)
支給限度額管理	あり		なし	なし

(住民主体による支援)
③通所型サービスB

5-(2)通所型サービスの報酬②

加算・減算	現行の予防相当		多様なサービス	
	①現行相当サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
生活機能向上グループ活動加算	100単位(1,014円)	独自【専門プログラム実施加算】 15,000円/回 ※利用者負担はなし ※1回に算定できるのは、1プログラムのみ ※1つのプログラム(運動・口腔・栄養)につき、月2回まで実施可能		
運動器機能向上加算	225単位(2,281円)			
栄養改善加算	150単位(1,521円)			
口腔機能向上加算	150単位(1,521円)			
選択的サービス複数実施加算	運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位(4,867円) 【3つ実施】700単位(7,098円)			
事業所評価加算	120単位(1,216円)	—		
サービス提供体制強化加算	【要支援1】48単位(486円)他 【要支援2】96単位(973円)他	—		
介護職員処遇改善加算	所定単位数×4% 等	—		
利用者の数が利用定員を超える場合	×70%	—		
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70%	—		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	—		
若年性認知症利用者受入加算	240単位(2,433円)	—		
事業所と同一建物に居住する者等	事業対象者・要支援1(週1回) -376単位(-3,812円) 事業対象者・要支援2(週2回) -752単位(-7,625円)	—		
送迎を行わない場合	なし	基本単価の欄を参照		

5- (3) 請求上のサービスコード①(訪問型サービス)

NO.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。*1	送付不要
2	A2	訪問型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

NO.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A1	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様 ³	国が規定
2	A2			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ²	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A3	なし	市町村が規定	市町村が規定 ⁶	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定 ⁴	市町村が規定	
4	A4						定額			

*1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

*2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

*3 A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

*4 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

*5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

*6 A3、A4については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

5-(3) 請求上のサービスコード②(通所型サービス)

NO.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。*1	送付不要
2	A6	通所型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A7	通所型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

NO.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A5	介護予防通所介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様 ³	国が規定
2	A6			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ²	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A7	なし	市町村が規定	市町村が規定 ⁶	市町村が規定	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定 ⁴	市町村が規定
4	A8							定額		

*1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

*2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

*3 A5・A6については受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

*4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

*5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

*6 A7、A8については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

5-(4) 前橋市で使用するサービスコード

詳細は、別紙「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表」を参照

サービスの名称	適用事業所	主な単位数	コード	内容
訪問型サービス (介護予防訪問介護 相当サービス)	みなし指定事業所	1,168単位/月 38単位/日	A1	事業対象者・要支援1・2の者が、週1回程度の訪問型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A2	
訪問型サービス (介護予防訪問介護 相当サービス)	みなし指定事業所	2,335単位/月 77単位/日	A1	事業対象者・要支援1・2の者が、週2回程度の訪問型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A2	
訪問型サービス (介護予防訪問介護 相当サービス)	みなし指定事業所	3,704単位/月 122単位/日	A1	要支援2の者が、週2回を越える程度の訪問型サービスを利用した場合 ※事業対象者は利用できない
	みなし指定事業所以外		A2	
訪問型サービス /2 訪問型サービス /2 訪問型サービス /2 (訪問型サービスA-1)	新規指定事業所	233単位/回	A2	事業対象者・要支援1・2の者が、訪問型サービス(A-1)を利用した場合 ※事業対象者・要支援1は10回まで、要支援2は12回まで
訪問型サービス /3 訪問型サービス /3 訪問型サービス /3 (訪問型サービスA-2)	新規指定事業所	200単位/回	A2	事業対象者・要支援1・2の者が、訪問型サービス(A-2)を利用した場合 ※事業対象者・要支援1は10回まで、要支援2は12回まで
通所型サービス1 (介護予防通所介護 相当サービス)	みなし指定事業所	1,647単位/月 54単位/日	A5	事業対象者・要支援1の者が、週1回程度の通所型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A6	
通所型サービス2 (介護予防通所介護 相当サービス)	みなし指定事業所	3,377単位/月 111単位/日	A5	事業対象者・要支援2の者が、週2回程度の通所型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A6	

5－(5) 区分支給限度額とケアマネジメント費

- 指定事業者のサービス利用時のみ給付管理を実施
- 要支援者が総合事業を利用する場合、予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理を行う。

	支給限度額	給付管理の対象サービス	サービス利用パターン	ケアマネジメント費
事業対象者	5,003単位 <u>※例外の取扱いなし</u>	● 総合事業のうち、指定事業者によるサービス	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費
要支援1	5,003単位	● 予防給付のサービス ● 総合事業のうち、指定事業者によるサービス	予防給付のみ	介護予防支援費
			予防給付＋総合事業	
要支援2	10,473単位		総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費

5-(6) 認定申請中の総合事業サービスの利用

- 事業対象者としてサービス事業を利用していた者が、介護給付の利用を要する状況になった場合は、要介護等認定申請を行う。
- 要介護認定の暫定ケアプランによる介護給付を利用している場合は、並行してサービス事業を利用することはできない。
- サービス事業に関する費用については、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給される。
- 給付と併用(例:福祉用具貸与を併用)するにあたり、要介護認定等申請の結果、「要介護1以上」の認定がなされた場合、介護給付サービスの利用を開始するまでの間は、サービス事業によるサービスの利用を継続することができる。
- 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。

【要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係】

表中の「介」は、要介護者として取り扱う場合
表中の「事」は、事業対象者として取り扱う場合

利用サービス		給付のみ		給付と総合事業を併用				総合事業のみ	
		給付サービス	ケアマネジメント	給付サービス	総合事業サービス	ケアマネジメント	総合事業サービス	ケアマネジメント	
認定結果									
非該当・事業対象者		全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担	総合事業	総合事業	総合事業	総合事業	総合事業
要支援認定		予防給付	予防給付	予防給付	総合事業	予防給付	総合事業	総合事業	総合事業
要介護認定	申請日から認定日(給付サービスの利用開始日)まで	介護給付 (暫定プラン有の場合)	介護給付 (暫定プラン有の場合)	介 事	介護給付 全額自己負担	介 事	全額自己負担 総合事業	介護給付	総合事業 総合事業
	上記の日以後	介護給付	介護給付		介護給付		介護給付に切替		介護給付に切替 介護給付に切替

5-(7)利用者負担割合と給付制限の適用

利用者負担割合

●現行相当サービスの利用者負担割合は、介護給付の利用者負担割合と同様に、原則1割、一定以上所得者は2割とする。

●利用者負担割合証の交付時期については、被保険者証の交付と同時となる。

給付制限の適用

●保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様の措置については、介護保険法に規定がなく、重度化予防という総合事業の趣旨から、当面適用しない。

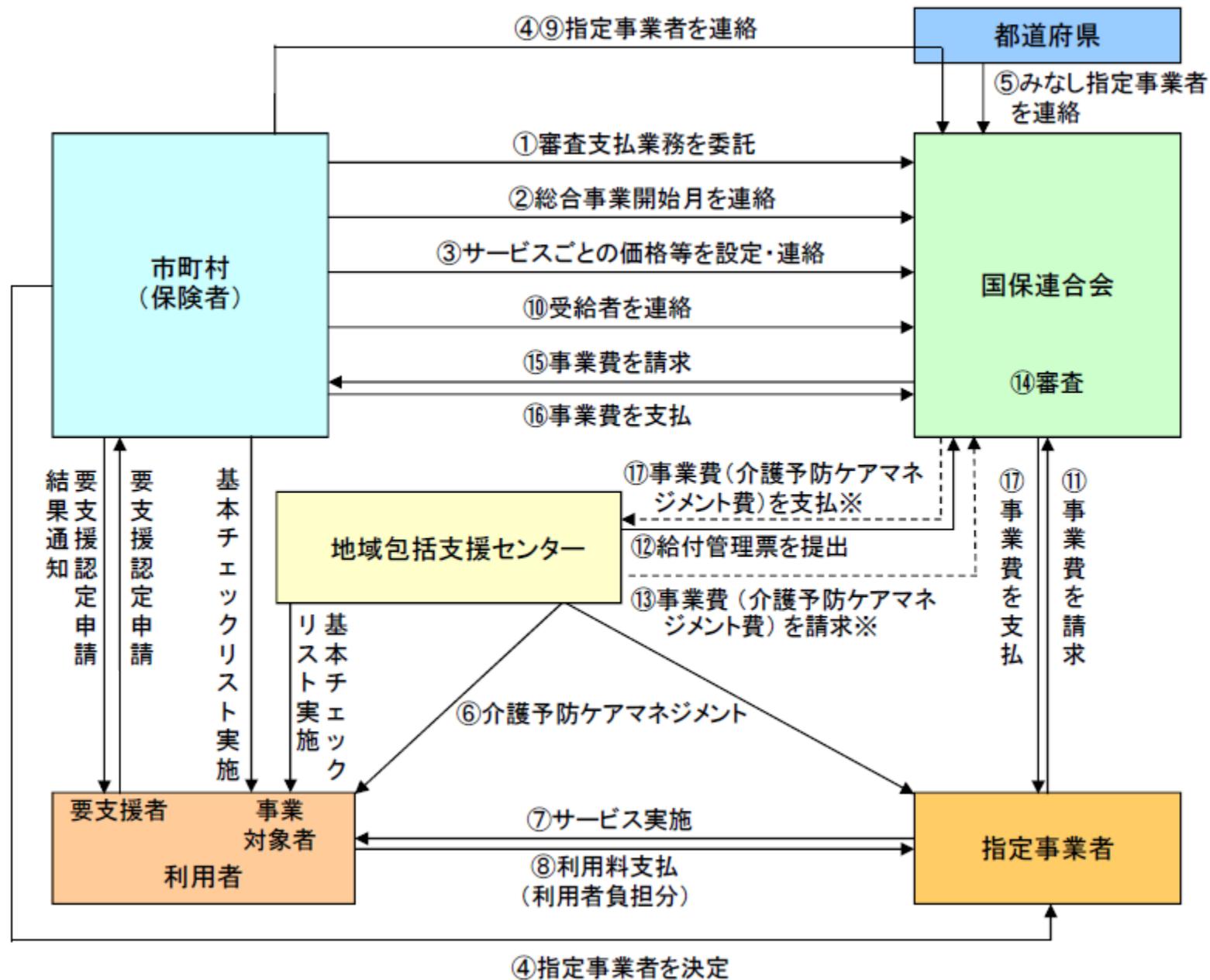
●事業対象者としてサービス事業を利用していた方が、新たに認定申請をして給付サービスを利用する場合、これまで同様給付制限の適用を受けることとなる。

	介護保険サービスの利用者負担割合	現行相当サービスの利用者負担割合
要支援者が利用した場合	給付制限を適用する(利用者負担3割)	当面の間、給付制限を適用しない(1割又は2割)
事業対象者が利用した場合		当面の間、給付制限を適用しない(1割又は2割)

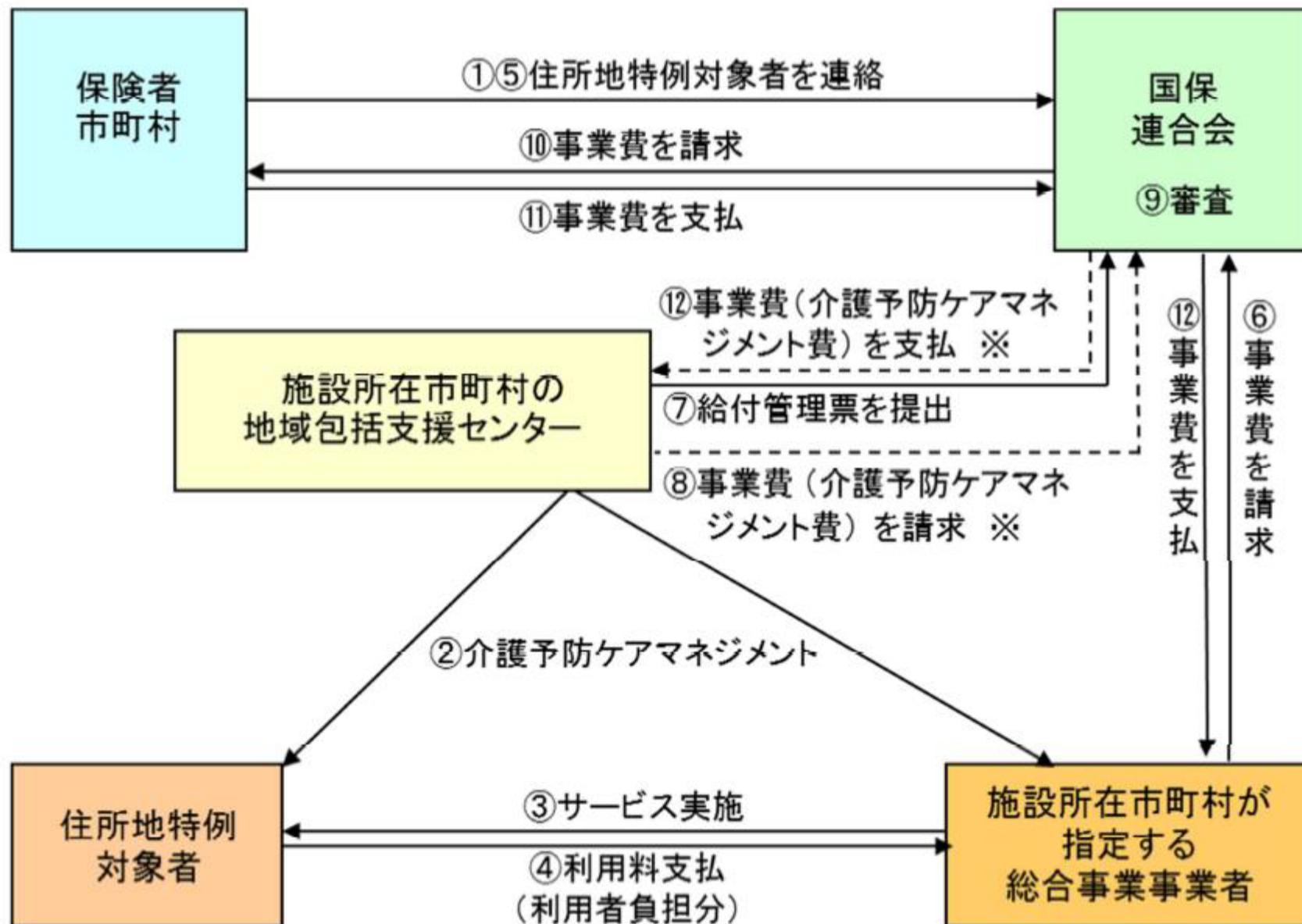
高額介護サービス費相当事業

●総合事業においても、同じ月に利用したサービス利用者負担(1割または2割)の合計が負担上限額を超えた場合、超えた額を支給する。該当する方には、サービス利用月のおおむね2カ月後から3カ月後に市からお知らせします。

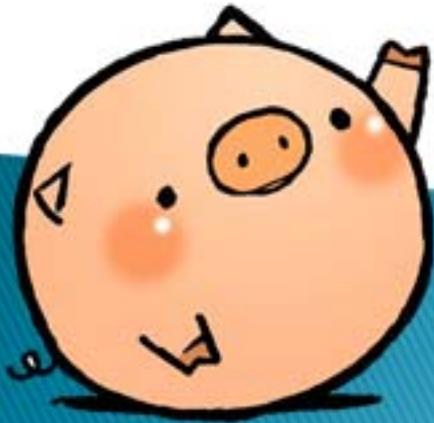
5-(8) 請求から支払いまでの流れ(国保連経由)



5-(8) 請求から支払いまでの流れ(住所地特例)



6 利用者との契約等



6-(1) 契約上の注意点①

●総合事業への移行に当たっては、あらたに利用者との契約、重要事項説明書の交付・説明・同意等の手続きが必要となる。

①4月以降に新規で現行相当サービスを利用する場合

従来の運営基準と同じく、サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要がある。

②移行以前に予防給付を利用していた者が事業に移行する場合

4月以降に更新または区分変更申請によって総合事業として介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスを提供することになる場合、提供するサービスが変わるため、契約書を新たに取り交わす必要がある。

既に要支援認定を受けている者(前橋市の被保険者及び前橋市に住民票のある住所地特例者)については、平成29年4月から要支援認定有効期間が切れ、更新のタイミングで順次、給付から総合事業に移行していくことから、移行のタイミングまでに変更する必要がある。

(例)認定有効期間が平成29年9月1日からとなる方は、契約開始日が同日となるように契約書を締結する。

6-(1) 契約上の注意点②

契約書・重要事項説明書の内容について

●当事者間で合意した内容を取り交わすものとなるため、指定基準等を踏まえた実態を反映したサービス提供と齟齬がないよう記載すること。

●契約書等に記載する事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用すること。

(例)「第一号訪問事業(前橋市介護予防訪問介護相当サービス)」

「第一号通所事業(前橋市介護予防通所介護相当サービス)」

「第一号訪問事業(前橋市訪問型サービスA)」

運営規程について

●運営規程は、総合事業単独で新たに作る必要は無く、現在の運営規程に総合事業の内容を追加して一体的に作成しても、別々に作成しても、差し支えない。

●ただし、訪問型サービスAについては、現行相当サービスとは内容が異なるため、単独で作成すること。

●「みなし指定」の適用をうけている事業者が、第1号事業(訪問型サービスAを除く)実施にあたって、従前の運営規程と一体的な運営規程を作成する場合については、変更届の提出を不要とする。ただし、実地指導や他の変更届を提出する際には、内容を審査する。

6-(2) 定款

定款変更が不要の場合

●現時点で第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合。(老人福祉法が改正され「老人居宅介護等事業」の定義には「第1号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第1号通所事業」が含まれているため) ※社会福祉法人の場合

定款変更が必要な場合

●現時点で「介護保険法による訪問介護(通所介護)」と「介護保険法による介護予防訪問介護(介護予防通所介護)」と並べて記載されている場合。(それぞれが特定の事業のみを指しているように読み取れるため)

定款変更を行う時には

●事業の目的として定款へ位置付ける際には、事業名として、介護保険法で使用されている用語にて記載することが適当。

(例)「介護保険法に基づく第1号事業」

7 その他



7-1(1) 報酬請求ソフトについて

●新しい総合事業に対応している報酬請求ソフトを利用していない場合、伝送での請求ができなくなるため、ソフト販売会社へ確認すること。

7-1(2) 新しい総合事業関連担当部署一覧

課	係	電話番号(直通)	項目
介護高齢課	地域包括ケア推進係	027-898-6276	<ul style="list-style-type: none"> ・制度全般に関すること ・生活支援体制整備に関すること ・医療と介護の連携に関すること ・訪問型サービスAのサービス内容に関すること
	介護予防係	027-898-6133	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービスC、通所型サービスA、通所型サービスC、配食サービスのサービス内容に関すること ・一般介護予防事業に関すること
	地域支援係 (地域包括支援センター中央)	027-898-6275	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業対象者の申請に関すること ・基本チェックリストに関すること ・介護予防ケアマネジメントに関すること
	指導係	027-898-6132	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者指定申請に関すること ・指定基準に関すること
介護保険室	給付適正化係	027-898-6157	<ul style="list-style-type: none"> ・負担割合証の発行に関すること ・国保連合会との連絡調整に関すること
	認定審査第一・二係	027-898-6155	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定申請に関すること ・被保険者証の発行に関すること